

## 公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る船橋市事務処理要領

### (目的)

**第1条** この要領は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第2章に係る事務を円滑かつ適切に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

### (法第2章の所管部局)

**第2条** 法第2章及びこの要領に規定する船橋市長（以下「市長」という。）の事務は、建設局建築部宅地課（以下「所管部局」という。）において処理するものとする。

**2** 地方公共団体等（法第2条第2号の地方公共団体等（船橋市（以下「市」という。）にあっては関係部局をいう。）以下同じ。）は、法第2章及びこの要領に規定する地方公共団体等の事務を処理すべき部局を定めたとき又は変更したときは、所管部局に連絡するものとする。

### (法第4条第1項第3号等による指定)

**第3条** 市長は、法第4条第1項第3号又は公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第2条第1項第1号の指定をしようとするときは、担当部局と協議するものとする。

**2** 市長は、前項の指定をしたときは、公有地の拡大の推進に関する法律施行規則（昭和47年建設省令・自治省令第1号）第2条及び第3条の定めるところにより公告するものとする。

### (用地取得計画の作成等)

**第4条** 市長は、地方公共団体等に対して、法第9条第1項各号に規定する事業又はその代替地の用に供するため、法に基づく買取りを希望する土地について、次の各号に掲げる事項を記載した用地取得計画（第11号様式）の作成並びに提出を依頼するものとする。

- 一 土地の面積、区域（区域が不確定の場合においては所在地域）及び用途並びに当該事業の施行者又は施行予定者並びに施行年度
- 二 土地の区域又は所在地域を示す2,500分の1の図面

**2** 第1項の規定は、地方公共団体等が用地取得計画を変更したときに準用する。

### (届出書等の用紙の備付け)

**第5条** 市長は、所管部局に土地有償譲渡届出書（第1号様式）及び土地買取希望申出書（第2号様式）（以下「届出書等」という。）の用紙を常時備え付けておくものとする。

### (届出書等に添付すべき図書)

**第6条** 届出書等には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- 一 届出書等の写し 1部
- 二 方位、届出等に係る土地の所在、地番及び境界、周辺の道路、公園、河川その他公共施設及び公用施設を示し、位置及び形状を明らかにした縮尺約500分の1の見取図 2部
- 三 公図又は実測図 2部
- 四 その他必要に応じて委任状等
- 五 都市計画道路用地の場合は、当該土地を含む都市計画道路窓口指導図

### (受理書の交付)

**第7条** 市長は、届出等を受理したときは、届出書等に受理年月日及び受理番号を明示した受理印を押し、受理の証しとして、当該届出等をした者に届出書等の写し1部に受理印を押し返却交付するものとする。なお、届出等をした者から特に受理書の交付を求められた場合は、受理書(第3号・第4号様式)を交付するものとする。ただし、当該届出書等が国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下「国土法」という。)第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出で法第4条第3項の規定により法に基づく届出とみなされるもの(以下「国土法の届出」という。)であるときの受理書の交付は、国土法に係る千葉県土地売買等届出事務処理要領の手続きによって行うものとする。

### (処理台帳等)

**第8条** 前条により届出等を受理したときは、処理台帳(第12号様式)を作成するものとする。

### (届出書等の内容の連絡)

**第9条** 市長は、届出等を受理したときは、直ちにその写しを地方公共団体等に連絡するものとする。

2 前項の連絡は、用地取得計画に照らし、届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認められる地方公共団体等に対しては要しないものとする。

### (届出等に係る土地の買取りの希望の申出)

**第10条** 地方公共団体等は、届出等の内容を知ったときは、速やかに当該届出等に係る土地について買取り希望の有無を市長に申し出るものとする。

### (買取りの協議を行う地方公共団体等の決定等)

**第11条** 市長は、前条の申出及び用地取得計画を勘案して、法第6条第1項の買取りの協議を行う地方公共団体等を決定し、その旨を届出等した者及び当該地方公

共団体等に当該届出等があった日から起算して3週間以内に土地買取り協議決定通知書(第5号・第6号様式又は第8号・第9号様式)により通知するものとする。

- 2 市長は、前条の申出に基づき、地方公共団体等が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかになったときは、直ちにその旨を当該届出等をした者に土地買取り希望団体不存在通知書(第7号様式又は第10号様式)により通知するものとする。この場合において、当該届出等が国土法の届出であるときは国土法第27条の4第3項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による譲渡の制限が解除されるものでないことを付記するものとする。

#### (届出書等の保管)

- 第12条 市長は、届出書等及びそれに添付された図面を法第8条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して3年を経過する日までは保管するものとする。

#### (買取りの協議)

- 第13条 第10条第1項の通知を受けた地方公共団体等は、速やかに届出等をした者と当該届出等に係る土地の買取りについて協議するものとする。なお、国土法第27条の4第3項に規定する期間内に協議を打ち切るときは、同条による譲渡の制限が解除されるものでないことを明示するものとする。

#### (買取りの協議の結果の報告)

- 第14条 地方公共団体等は、前条の協議が成立したとき又は成立しないことが明らかになったときは遅滞なくその旨市長に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

## 土地有償譲渡届出書

年 月 日

船橋市長 松戸 徹 様

譲り渡そうとする者	住 所	
	氏 名	⑨

公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記により、届け出ます。

## 記

## 1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住 所	
	氏 名	

## 2 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地籍	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m <sup>2</sup>			

## 3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m <sup>2</sup>				

## 4 譲渡予定価格に関する事項

	土 地	建築物その他の工作物	合 計
譲 渡 予 定 価 格	円	円	円

## 5 その他参考となるべき事項

## 6 図面等

別添のとおり

## 備 考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地籍」の欄には、土地登記簿に登録された地籍を記載すること。実測地籍が知れているときは、当該実測地籍を「地籍」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 当該土地が法第4条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するかが明らかな場合には、「その他参考となるべき事項」の項にその内容を記載すること。

## 土地買取希望申出書

年 月 日

船橋市長 松戸 徹 様

申出をする者	住 所	
	氏 名	㊟

公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、下記により、申し出ます。

## 記

## 1 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地籍	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m <sup>2</sup>			

## 2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m <sup>2</sup>				

## 3 買取り希望価格

	土 地	建築物その他の工作物	合 計
買取り希望価格	円	円	円

## 4 その他参考となるべき事項

## 5 図面等

別添のとおり

## 備 考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地籍」の欄には、土地登記簿に登記された地籍を記載すること。実測地籍が知れているときは、当該実測地籍を「地籍」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 申出をする者、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

船宅第 号  
年 月 日

様

船橋市長 松戸 徹

### 土地有償譲渡届出受理書

下記の土地につき、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定による届出を受理しました。

#### 記

1 物件の表示

所在及び地番	地目	地籍(m <sup>2</sup> )	備考

2 届出受理年月日及び受理番号

年 月 日	第 号
-------	-----

船宅第 号  
年 月 日

様

船橋市長 松戸 徹

### 土地買取希望申出受理書

下記の土地につき、公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定による申出を受理しました。

#### 記

1 物件の表示

所在及び地番	地目	地籍	備考

2 申出受理年月日及び受理番号

年 月 日	第 号
-------	-----

船宅第 号  
年 月 日

様

船橋市長 松戸 徹

### 土地買取り協議決定通知書

公有地の拡大の推進に関する法律第 条第1項の規定により届出、申出( 年 月 日  
付け受理番号第 号)のあった土地については、下記のとおり同法第6条第1項の規定により  
買取り協議を行うことに決定したので通知します。

#### 記

1 物件の表示

所在及び地番	地目	地籍	備考

2 買取り希望の公共団体等及び協議する公共団体等

買取り希望の公共団体等	
協議する公共団体等	

3 買取りの目的

--



様

船橋市長 松戸 徹

## 土地買取り協議決定通知書

年 月 日付け第 号で買取り申出のあった公有地の拡大の推進に関する法律 条第1項の規定による届出、申出（ 年 月 日付け受理番号第 号）に係る下記の土地については、同法第6条第1項の規定による買取り協議を行う地方公共団体等を貴団体と決定したので通知します。

## 記

## 1 届出・申出者の住所・氏名

住 所	氏 名

## 2 物件の表示

所在及び地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	備 考

様

船橋市長 松戸 徹

### 土地買取り希望団体不存在通知書

公有地の拡大の推進に関する法律第 条第1項の規定により届出、申出( 年 月 日  
付け受理番号第 号) のあった下記の土地については、買取りを希望する地方公共団体等がないので通知します。

記

物件の表示

所在及び地番	地目	地籍(m <sup>2</sup> )	備考

様

船橋市長 松戸 徹

## 土地買取り協議決定通知書

国土利用計画法（以下「国土法」という。）第27条の4第1項、第27条の7第1項において準用する第27条の4第1項の規定による届出（ 年 月 日付け受理番号第号）は、同時に公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）第4条第1項の規定による届出とみなされますが（公拡法第4条第3項）、届出のあった下記の土地について、公拡法第6条第1項の規定による買取りの協議を行う地方公共団体等を次のとおり決定したので通知します。

なお、協議が不成立の場合においても、国土法の規定に基づく審査は別途行っていますので届出のあった日から起算して6週間を経過する日、又は国土法第24条第1項の規定による勧告をしない旨の通知を受ける日までの間は、届出に係る土地の売買等の契約は締結できないので念のため申し添えます。

## 記

## 1 物件の表示

所在及び地番	地目	地籍(m <sup>2</sup> )	備考

## 2 買取り希望の公共団体等及び協議する公共団体等

買取り希望の公共団体等	
協議する公共団体等	

## 3 買取りの目的

--

様

船橋市長 松戸 徹

## 土地買取り協議決定通知書

年 月 日付け第 号で買取り申出のあった公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）第4条第1項の規定による届出（公拡法第4条第3項の規定により、同法第4条第1項の規定による届出とみなされる国土利用計画法第27条の4第1項、第27条の7第1項において準用する第27条の4第1項のよる届出（ 年 月 日付け受理番号第 号）に係る下記の土地については、公拡法第6条第1項の規定による買取りの協議を行う地方公共団体等を貴団体と決定したので通知します。

## 記

## 1 届出者の住所・氏名

住 所	氏 名

## 2 物件の表示

所在及び地番	地目	地籍(m <sup>2</sup> )	備 考

様

船橋市長 松戸 徹

### 土地買取り希望団体不存在通知書

国土利用計画法（以下「国土法」という。）第27条の4第1項、第27条の7第1項において準用する第27条の4第1項の規定による届出（ 年 月 日付け受理番号第号）は、同時に公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）第4条第1項の規定による届出とみなされますが（公拡法第4条第3項）、届出のあった下記の土地の買取りを希望する地方公共団体等がないので通知します。

なお、国土法の規定に基づく審査は別途行っていますので、届出のあった日から起算して6週間を経過する日、または国土法第24条第1項の規定による勧告をしない旨の通知を受ける日までの間は、届出に係る土地の売買等の契約は締結できないので念のため申し添えます。

#### 記

1 物件の表示

所在及び地番	地目	地籍(m <sup>2</sup> )	備考

# 用地取得計画

年 月 日

(1) 法第4条第1項第1号から第3号に掲げる土地の区域等

法第4条第1項第1号から第3号までに掲げる法定又は指定の種類、名称	買取りを希望する土地の区域	買取りを希望する土地の面積	事業施行（予定）者	事業施行予定年度	備考

(2) (1) 以外の土地

用 途	買取りを希望する 土 地 の 区 域	買取りを希望する 土 地 の 面 積	事業施行 (予定) 者	事業施行予定年度	備 考

## 届出等の処理台帳

受理番号	受 理	土 地 の 所 在	地 目	地 積	区 域	届出・申出価額	適 用 区 分		
	第 号 年 月 日			m <sup>2</sup>	市・調区・他都	土地 円 工作物 円	届出1号～5号、6号 申出 ( )	国土法整理番号	
届出・申出者		希望団体	協議団体	利用目的	6条通知	協議結果	買取地積	買取価額	備考
(住所)		年 月 日申出			決定・不存在 第 号 年 月 日	成立・不成立 年 月 日	m <sup>2</sup> ( )	土地 円 工作物 円	
(氏名)									
受理番号	受 理	土 地 の 所 在	地 目	地 積	区 域	届出・申出価額	適 用 区 分		
	第 号 年 月 日			m <sup>2</sup>	市・調区・他都	土地 円 工作物 円	届出1号～5号、6号 申出 ( )	国土法整理番号	
届出・申出者		希望団体	協議団体	利用目的	6条通知	協議結果	買取地積	買取価額	備考
(住所)		年 月 日申出			決定・不存在 第 号 年 月 日	成立・不成立 年 月 日	m <sup>2</sup> ( )	土地 円 工作物 円	
(氏名)									
受理番号	受 理	土 地 の 所 在	地 目	地 積	区 域	届出・申出価額	適 用 区 分		
	第 号 年 月 日			m <sup>2</sup>	市・調区・他都	土地 円 工作物 円	届出1号～5号、6号 申出 ( )	国土法整理番号	
届出・申出者		希望団体	協議団体	利用目的	6条通知	協議結果	買取地積	買取価額	備考
(住所)		年 月 日申出			決定・不存在 第 号 年 月 日	成立・不成立 年 月 日	m <sup>2</sup> ( )	土地 円 工作物 円	
(氏名)									